

# 予 防



【少年消防団 活動風景】  
【令和4年度文化財防火デー 消防訓練】



## 1 火災予防

### (1) 火災予防広報

火災予防思想の普及啓発のため、全国一斉に行われる春・秋季全国火災予防運動及び危険物安全週間に各種事業を実施するとともに、ホームページ、FMやまと、広報誌等の広報媒体を通じて、火災予防に関する情報提供を行っています。

また、地域安全活動重点地区の指定に伴い、地域と一体となって放火されない環境づくりを目指し活動しています。さらに、乾燥注意報が連続して発表されている場合及び不審火が続く場合には、消防車両による注意喚起を行っています。

### (2) 防火管理講習等

消防法により、特定防火対象物（飲食店、物品販売店舗、ホテル、病院等）で収容人員 30 人以上（ただし、社会福祉施設等で一部の用途については 10 人以上）又は特定防火対象物以外の対象物で収容人員 50 人以上の防火対象物の管理権原者には、一定の資格を有する者の中から防火管理者を選任し、防火管理に必要な業務を行わせることが義務付けられています。

防火管理講習等は、平成 26 年度から一般財団法人日本防火・防災協会に委託し、市内で甲種防火管理講習、乙種防火管理講習及び防災管理講習を開催しています。

### (3) 消防訓練指導等

事業所の関係者は、火災時に消防隊が到着するまでの間、事業所内の人命及び財産を守るため、初期消火、119 番通報、避難誘導などの自衛消防活動を適切に行う必要があります。

各事業所において、効果的な自衛消防活動が実施できるよう、積極的に消防用設備等を活用した消防訓練を実施し、理解しやすい訓練指導を行っています。

また、社会福祉施設における夜間の防火管理体制の強化を目的として、想定訓練等を中心とした実践型の防火実務研修会を開催していますが、令和 4 年度については、新型コロナウイルス感染症対策のため、消防本部で訓練参加者の接触を避けた個別訓練を 2 日間で計 4 回実施しました。

### (4) 火災予防査察

飲食店、物品販売店舗、ホテル、病院等、不特定多数の者が利用・宿泊する防火対象物及び社会福祉施設等に立入検査を実施し、防火管理業務の状況、設置されている消防用設備等の維持管理状況など、必要に応じた指導を行い、火災予防に努めています。

### (5) 住宅防火対策

消防法及び大和市火災予防条例により、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、10 年以上が経過することから、本体の交換を含め、適正な維持管理に向けた取組みを行っています。

また、高齢者見守りシステム利用者宅などを対象とした住宅防火訪問診断を実施し、出火防止対策と住宅火災での死傷者の低減を図っています。

## (6) 消防同意・消防用設備等設置指導

消防法により、建築主事又は指定確認検査機関から建築確認申請に伴う消防長の同意を求められたときは、建築物の防火に関する規定に適合しているか審査を行い、消防法による消防用設備等の適正な設置指導を行っています。

## (7) 危険物の規制

消防法における危険物製造所等設置（変更）許可及び完成検査等の危険物の規制に関する業務を行っています。

また、危険物製造所等に対して立入検査を実施し、危険物による災害の発生防止に努めています。

## (8) 防火協力団体

大和市防火安全協会（平成 16 年 5 月 28 日発足）は、市内事業所等の団体で組織され、自主防火管理体制の確立を目指すとともに、危険物及び液化石油ガスに起因する災害を予防し、各種研修や消火技術大会及び防火・防災講演会などの事業を通じ、事業所等からの災害発生防止を図っています。また、神奈川県危険物安全協会連合会との共催による各種講習会で資格取得の推進と安全思想の普及に努めています。 会員数 123 事業所（令和 5 年 4 月 1 日現在）

## (9) 露店等の火災予防

祭礼、縁日、花火大会、その他の多数の者の集合する屋外での催しで、対象火気器具等を使用する露店等を開く場合、大和市火災予防条例に基づき、「露店等の開設届出書」の提出を義務付けています。令和 4 年度の届出数は 16 件です。

また、屋外で行う大規模な催しのうち出店する露店等が 100 店以上（火気を使用しない露店等も含みます。）又は対象火気器具等を使う露店等が 50 店以上の催しは、消防長が「指定催し」として指定します。令和元年度は、第 42 回大和市民まつり、第 43 回神奈川大和阿波おどり、やまと産業フェア 2019 の 3 件でしたが、令和 4 年度は、第 45 回大和市民まつりが中止。第 46 回神奈川大和阿波おどり及びやまと産業フェア 2022 は規模縮小のため、「指定催し」要件非該当にて開催されました。



## 2 防火対象物

### (1) 防火管理者選任状況

(令和5年3月31日現在)

防火対象物区分		法第8条該当数		防火管理者選任済数		
		甲種	乙種	甲種	乙種	
1項	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	2		2	
	ロ	公会堂、集会場	34	35	33	28
2項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ				
	ロ	遊技場、ダンスホール	16		16	
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等				
	ニ	カラオケボックス等	5		5	
3項	イ	待合、料理店等	1		1	
	ロ	飲食店	48	84	40	53
4項		百貨店、マーケット	97	65	93	38
5項	イ	旅館、ホテル、宿泊所	10		10	
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅	605	3	479	
6項	イ	病院、診療所、助産所	26	3	23	2
	ロ	社会福祉施設等（重度）	85		84	
	ハ	社会福祉施設等（通所・軽度）	63	12	62	10
	ニ	幼稚園、特別支援学校	15		15	
7項		小・中・高校・大学・各種学校	39		39	
8項		図書館、博物館、美術館	1		1	
9項	イ	蒸気浴場、熱気浴場				
	ロ	イ以外の公衆浴場				
10項		車両の停車場	1		1	
11項		神社、寺院、教会	15	6	11	3
12項	イ	工場、作業場	53	1	49	1
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ				
13項	イ	自動車車庫、駐車場	1			
	ロ	飛行機等の格納庫				
14項		倉庫	9		7	
15項		前各号に該当しない事業場	77	12	63	4
16項	イ	特定防火対象物が存する複合用途防火対象物	464	115	239	36
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	82	13	41	5
17項		重要文化財、重要民俗資料、史跡等の建造物				
合 計			1,749	349	1,314	180

※ 消防法第8条では、一定規模以上の建物などの管理権原者に対して、防火管理者を定め消防計画に基づいて防火管理上必要な業務を行うことを義務付けています。

※ 甲種：甲種防火対象物 乙種：乙種防火対象物

## (2) 区域別中高層建物数

(令和5年3月31日現在)

管轄区域	地 区	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階	14階	15階以上	合計	地階
北分署	下鶴間	90	19	15	11	9	3	1	1	3		1	4	1	158	18
	中央林間	306	71	40	27	10	9	6	4	2		1	5	2	483	73
	つきみ野	64	10	11	8	3	3	2	2				1		104	21
	鶴間	41	3	8	5	2	1			1	1				62	4
	南林間	68	20	15	6	1	1		2				1		114	24
	林間	97	27	10	6	4	1		1				2		148	11
	中央林間西	34	9	6	1	2		1		1					54	5
小計		700	159	105	64	31	18	10	10	7	1	2	13	3	1,123	156
西出張所	上草柳	52	5	3	3	1									64	6
	桜森	47	11	13	6	5	6	3	2		2				95	5
	下草柳	3		1											4	0
	西鶴間	86	26	27	9	4	1	1	3	2		1			160	21
	南林間	66	29	14	10	3	4	3		1	1		4	1	136	26
小計		254	71	58	28	13	11	7	5	3	3	1	4	1	459	58
本署	上草柳	46	12	4		1									63	5
	下鶴間	25	12	7	6	2	1		2	1			2	1	59	11
	中央	51	19	10	11	8	1	3		1			1		105	13
	鶴間	36	6	5	2	2	3		1	1	1				57	3
	深見	8	3			1									12	1
	深見台	18	2	1											21	0
	大和東	114	28	24	20	9	6	5	1	2	1		1		211	32
	深見西	77	17	10	7	4	2	1	2	1					121	12
深見東	32	5	3	1	2	1								44	3	
小計		407	104	64	47	29	14	9	6	6	2		4	1	693	80
柳橋出張所	上和田	15	2	6					1						24	2
	草柳	9	7	2	3	2		1							24	7
	中央	114	16	17	10	8	6	3	3	3	1	1	2		184	27
	深見	18	5	4		2		2							31	13
	深見台	17	3	2		1					1				24	2
	福田	75	12	9	4	4	1		1	1					107	16
	柳橋	45	22	16	3	4		3							93	7
	大和南	63	26	18	14	4	1		1	2		1	1		131	22
小計		356	93	74	34	25	8	9	6	6	2	2	3		618	96
南分署	上和田	31	12	43	1				1						88	1
	下和田	12	3	31	2						2				50	2
	代官	20	4	9	2	1									36	3
	福田	40	20	19	1	2	1	1	1	1					86	8
	渋谷	90	13	14	4	2		1							124	5
小計		193	52	116	10	5	1	2	2	1	2			384	19	
合計		1,910	479	417	183	103	52	37	29	23	10	5	24	5	3,277	409

※ 延べ面積 150 m<sup>2</sup>以上の防火対象物を対象としています。

(3) 用途別中高層建物数

(令和5年3月31日現在)

防火対象物区分			3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階	14階	15階以上	合計	地階
1項	イ	劇場、映画館等	2		1											3	2
	ロ	公会堂、集会場	5	1												6	3
2項	イ	キャバレー等														0	
	ロ	遊技場等	3	1	1											5	2
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等														0	
	ニ	カラオケボックス等				1										1	
3項	イ	待合、料理店等	1													1	
	ロ	飲食店等	8	1	2											11	3
4項		百貨店等	9	4	3											16	3
5項	イ	旅館、ホテル等	3	2	2	2		1			1					11	5
	ロ	共同住宅等	1,004	207	260	108	69	33	32	19	22	10	5	24	5	1,798	134
6項	イ	病院、診療所等	17	6	4	2	3									32	9
	ロ	福祉施設(重度)	22	11	2	2										37	4
	ハ	福祉施設(軽度)	16	2												18	2
	ニ	幼稚園等	4													4	2
7項		小・中・高校等	18	25	3											46	2
8項		図書館等														0	
9項	イ	蒸気浴場等														0	
	ロ	イ以外の公衆浴場														0	
10項		車両の停車場		1												1	
11項		神社、寺院等	6	1												7	5
12項	イ	工場、作業場	63	17	3	2										85	8
	ロ	映画スタジオ等														0	
13項	イ	駐車場等	3		1	2										6	2
	ロ	飛行機等格納庫														0	
14項		倉庫	19	4	2											25	
15項		前各号に該当しない事業場	124	35	6	6	4	2								177	54
16項	イ	特定防火対象物が存する複合用途防火対象物	354	108	88	49	19	7	2	7						634	127
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	229	53	39	9	8	9	3	3						353	42
17項		重要文化財等														0	
合計			1,910	479	417	183	103	52	37	29	23	10	5	24	5	3,277	409

※ 延べ面積 150 m<sup>2</sup>以上の防火対象物を対象としています。



#### (4) 消防用設備等届出状況

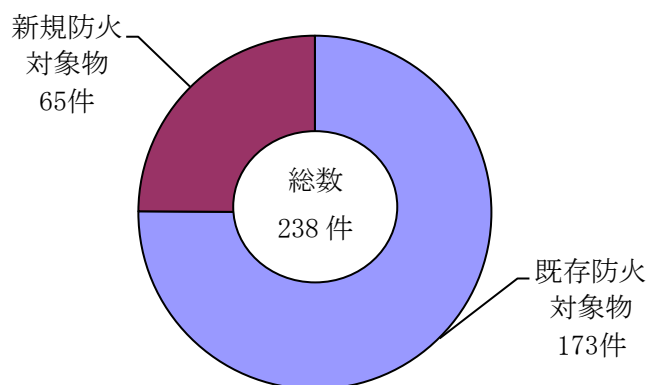
(令和4年度中)

区 分	特定防火対象物（不特定多数の人が利用する建物）	非特定防火対象物（利用する人が概ね限られている建物）
消火設備 〔消火器具(※) 屋内消火栓設備 スプリンクラー設備等〕	着工届が提出されたもの 21 対象	着工届が提出されたもの 10 対象
	設置届が提出されたもの 86 対象	設置届が提出されたもの 90 対象
警報設備 〔自動火災報知設備 漏電火災警報器(※) 非常警報設備(※)等〕	着工届が提出されたもの 70 対象	着工届が提出されたもの 76 対象
	設置届が提出されたもの 141 対象	設置届が提出されたもの 140 対象
避難設備 〔救助袋 緩降機 誘導灯(※)等〕	着工届が提出されたもの 24 対象	着工届が提出されたもの 25 対象
	設置届が提出されたもの 81 対象	設置届が提出されたもの 80 対象
消防用水 〔防火水槽(※) 貯水池(※)等〕	着工届が提出されたもの	着工届が提出されたもの
	設置届が提出されたもの	設置届が提出されたもの 1 対象
消火活動上必要な施設 〔排煙設備(※) 連結送水管(※) 非常コンセント設備(※)等〕	着工届が提出されたもの 1 対象	着工届が提出されたもの 5 対象
	設置届が提出されたもの 3 対象	設置届が提出されたもの 5 対象
必要とされる消防用設備等 〔パッケージ型消火設備 住戸用自動火災報知設備 特殊消防用設備等〕	着工届が提出されたもの 3 対象	着工届が提出されたもの 10 対象
	設置届が提出されたもの 7 対象	設置届が提出されたもの 12 対象

※ 着工届とは、消防用設備等を設置する前に法令に適合しているか消防機関が確認するため、事前に届出するものです。設置届とは、消防用設備等を設置後、機能の有効性について検査を行うために、届出するものです。なお、(※)については、着工届の届出義務がありません。

#### (5) 消防用設備等検査状況

(令和4年度中)



※ 消防検査は消防法第17条の3の2に基づき実施します。検査対象物は、延べ面積300㎡以上の特定防火対象物、延べ面積500㎡以上の非特定防火対象物、特定用途が3階以上の階又は地階にあり、階段が1系統の対象物及び社会福祉施設等（重度）です。

### 3 火災予防査察

#### (1) 火災予防査察実施状況

(令和4年度中)

防火対象物区分			査察対象物数	査察実施状況			
				査察実施件数			査察実施事業所数
				棟数	指導有	指導無	
1項	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	3				
	ロ	公会堂、集会場	51	33	9	24	29
2項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ					
	ロ	遊技場、ダンスホール	16	1	1		1
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等					
	ニ	カラオケボックス等	5				
3項	イ	待合、料理店等	1				
	ロ	飲食店	113	26	14	12	30
4項		百貨店、マーケット	194	38	29	9	39
5項	イ	旅館、ホテル、宿泊所	14	4	2	2	6
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅	4,112	107	47	60	107
6項	イ	病院、診療所、助産所	55	5	2	3	5
	ロ	社会福祉施設等（重度）	83	43	30	13	43
	ハ	社会福祉施設等（通所・軽度）	98	13	6	7	13
	ニ	幼稚園、特別支援学校	20	5	2	3	5
7項		小・中・高校・大学・各種学校	92				
8項		図書館、博物館、美術館	2	1		1	1
9項	イ	蒸気浴場、熱気浴場					
	ロ	イ以外の公衆浴場	1				
10項		車両の停車場	7	2		2	2
11項		神社、寺院、教会	35				
12項	イ	工場、作業場	453	28	9	19	27
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ					
13項	イ	自動車車庫、駐車場	47	2		2	2
	ロ	飛行機等の格納庫					
14項		倉庫	259	25	18	7	28
15項		前各号に該当しない事業場	437	33	10	23	35
16項	イ	特定防火対象物が存する複合用途防火対象物	922	82	61	21	154
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	545	9	3	6	22
17項		重要文化財、重要民俗資料、史跡等の建造物	4				
18項		延長50メートル以上のアーケード					
19項		市町村長の指定する山林					
20項		舟車	158				
合計			7,727	457	243	214	549

※ 査察実施件数は、延べ実施回数で計上しているため、査察対象物数を超える場合があります。

※ 上記実施状況のほか、消防用設備等点検結果報告書の届出をしていない延べ面積500㎡未満かつ、消火器のみ義務設置となる共同住宅の所有者に対して点検結果報告の実施を促す通知文を522通郵送し、231件の消防用設備等点検結果報告書が提出されました。

(2) 防火対象物定期点検報告対象物及び適合状況

(令和4年度中)

防火対象物区分	点検を要する防火対象物数				点検基準適合防火対象物数※1				特例認定要件適合防火対象物数※2			
	第1号該当※3		第2号該当※4		第1号該当※3		第2号該当※4		第1号該当※3		第2号該当※4	
	単一 権原	複数 権原 ※5	単一 権原	複数 権原 ※5	単一 権原	複数 権原 ※5	単一 権原	複数 権原 ※5	単一 権原	複数 権原 ※5	単一 権原	複数 権原 ※5
1項イ	2								2			
1項ロ	28		1		1				25		1	
2項イ												
2項ロ	11				3				5			
2項ハ												
2項ニ	1											
3項イ												
3項ロ	1		5									
4項	18	5	1		9	3			3			
5項イ			1								1	
6項イ	5		6	1			1		1		1	1
6項ロ			5								3	
6項ハ			3								2	
6項ニ	4		1		1				2			
9項イ												
16項イ	15	32	4	48	2	5		3	9			1
16の2項												
合計	85	37	27	49	16	8	1	3	47		8	2

※1 点検基準適合防火対象物とは、点検を要する防火対象物の管理権原者が、所定の資格を有する者に防火管理上必要な業務等について点検させ、その結果を消防長等に報告し基準に適合した防火対象物で、点検基準適合の表示を掲示（1年間）することができます。

※2 特例認定要件適合防火対象物とは、防火対象物定期点検結果の遵守状況が特例認定要件に適合し、管理権原者の申請により3年間、点検と報告が免除される防火対象物で、特例認定要件適合の表示を掲示（3年間）することができます。

※3 第1号該当とは、収容人員が300人以上の建物です。

※4 第2号該当とは、避難階以外の階（1階及び2階を除く）に1項から4項まで、5項イ、6項、9項イの用途に使用されている部分があり、避難階又は地上に直通する階段（屋外階段、特別避難階段又は消防庁長官が定める階段は除く）が1系統の建物です。

※5 複数権原とは、管理権原が複数の建物です。



(点検基準適合の表示)



(特例認定要件適合の表示)

### (3) 防火対象物に係る表示制度の趣旨

防火対象物に係る表示制度とは、ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づいて、消防機関が審査した結果、消防法令のほか、重要な建築構造に関する基準に適合していると認められた建物に対して「表示マーク」を交付する制度です。

また、建物に「表示マーク」を掲出することで利用者に建物の安全に関する情報を提供します。

表示基準に適合していると認められた場合は「表示マーク（銀）」を交付し、3年間継続して適合していると認められた場合は、有効期限が3年の「表示マーク（金）」を交付します。

### (4) 大和市内で表示基準に適合している防火対象物

(令和5年3月31日現在)

番号	事業所名称	所在地	管理権原者
1	大和第一ホテル	中央 1-3-19	朝日ホテルチェーン株式会社
2	東横イン大和駅前	中央 4-1-20	株式会社東横イン
3	ホテルカルチャークラブ	中央 4-1-5	アーバン都市開発株式会社



(表示マーク)

### (5) 防火対象物に係る各種届出件数

(令和4年度中)

項目別		届出件数
防火・防災 管理関係	防火・防災管理者選任(解任)届出書	529
	消防計画作成(変更)届出書	398
	自衛消防訓練通知書	1,348
	統括防火・統括防災管理者選任(解任)届出書	41
	全体についての消防計画作成(変更)届出書	33
	防火対象物点検結果報告書	152
	防火対象物点検報告特例認定申請書	27
	防災管理点検結果報告書	21
	管理権原者変更届出書	0
自衛消防組織設置(変更)届出書	5	
消防用設備等	消防用設備等点検結果報告書	2,298
その他	喫煙等承認申請書	34
	催物開催届出書	0
	是正(計画)報告書	137
	防火対象物使用開始届出書	226
	その他	170
合計		5,419

## (6) 住宅防火訪問診断実施状況

実施世帯 年度	訪問診断実施 世帯数合計	秋季火災予防運動 に伴い実施	春季火災予防運動 に伴い実施	その他の時期に 実施
30年度	176	75	86	15
令和元年度	122	91	14 ※1	17 ※1
2年度	2 ※2	0	0	2 ※2
3年度	8 ※2	0	0	8 ※2
4年度	71	38	31	2

※ 住宅防火訪問診断は、平成5年度から実施しています。

※1 新型コロナウイルス感染症の影響のため、令和2年2月21日をもって中止しました。

※2 新型コロナウイルス感染症の影響のため、個別に要望があった場合にのみ、感染予防対策を十分に行い実施しました。

## (7) 防火実務研修会

宿泊を伴う社会福祉施設は、夜間の当直人員が限られており、災害時の被害を軽減するには初動対応が重要になります。

このため、社会福祉施設に対して、標準的な初動対応が身に付けられるよう防火実務研修会を開催しています。

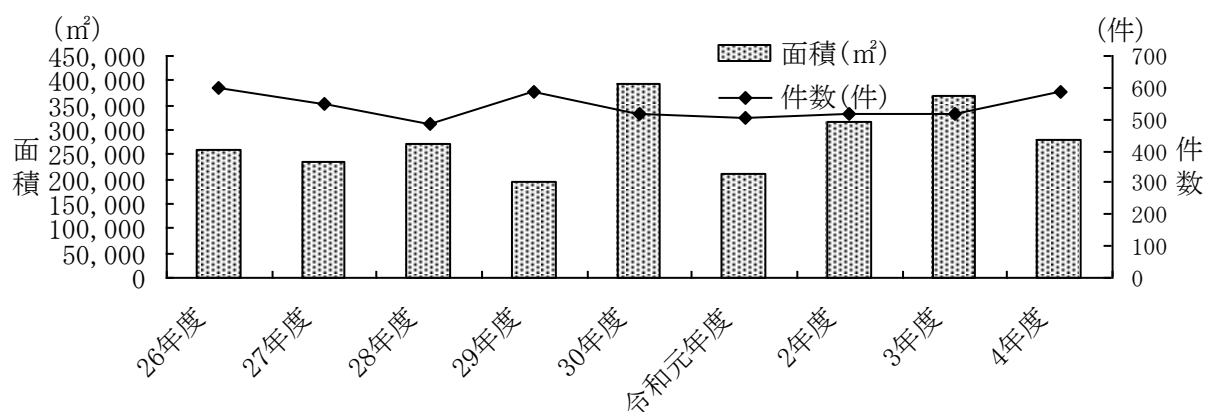
年度	参加対象事業所数	研修会開催数	参加事業所数	参加人数
平成30年度	85	4	49	104
令和元年度	93	3	60	85
2年度	新型コロナウイルス感染症の影響のため、中止しました。			
3年度	104	4	48	50
4年度	109	4	55	59

※ 令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、消防本部で訓練参加者の接触を避けた個別訓練を2日間で計4回実施しました。

## 4 消防同意

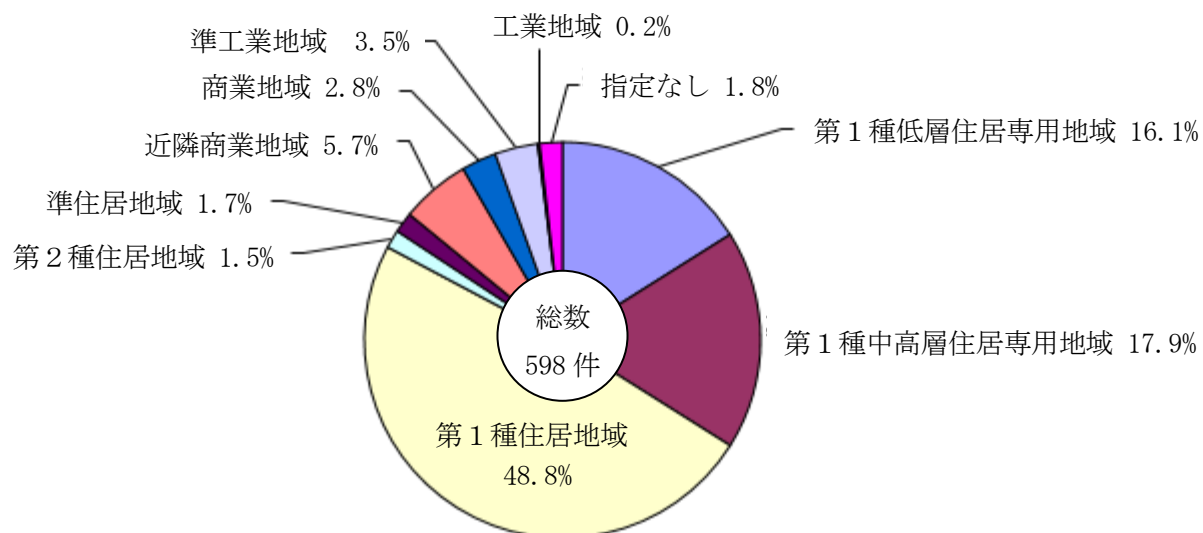
### (1) 年度別消防同意事務取扱状況

年 度	平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
件数(件)	600	547	488	584	520	504	514	518	598
面積 (㎡)	257, 571	234, 276	272, 754	195, 332	392, 498	212, 279	318, 028	369, 856	279, 685



### (2) 用途地域別消防同意件数の内訳

(令和4年度中)



## (3) 用途別消防同意件数

(令和4年度中)

用途別		工事区分	合計	新築	増築	改築	移転	用途変更	模様替	修繕	その他
1項	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	0								
	ロ	公会堂、集会場	0								
2項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ	0								
	ロ	遊技場、ダンスホール	0								
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	0								
	ニ	カラオケボックス等	0								
3項	イ	待合、料理店等	0								
	ロ	飲食店	3	3							
4項		百貨店、マーケット	5	5							
5項	イ	旅館、ホテル、宿泊所	0								
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅	76	76							
6項	イ	病院、診療所、助産所	1								1
	ロ	社会福祉施設等（重度）	3	3							
	ハ	社会福祉施設等（通所・軽度）	1	1							
	ニ	幼稚園、特別支援学校	2		2						
7項		小・中・高校・大学・各種学校	2		2						
8項		図書館、博物館、美術館	0								
9項	イ	蒸気浴場、熱気浴場	0								
	ロ	イ以外の公衆浴場	0								
10項		車両の停車場	0								
11項		神社、寺院、教会	0								
12項	イ	工場、作業場	2	1	1						
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ	0								
13項	イ	自動車車庫、駐車場	1	1							
	ロ	飛行機等の格納庫	0								
14項		倉庫	13	12							1
15項		前各号に該当しない事業場	17	14	2						1
16項	イ	特定防火対象物が存する複合用途防火対象物	10	9	1						
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	2	2							
17項		重要文化財、重要民俗資料、史跡等の建造物	0								
18項		延長50メートル以上のアーケード	0								
		併用住宅	4	4							
		専用住宅	426	422	4						
		その他	30	30							
		合計	598	583	12	0	0	0	0	0	3

## 5 危険物施設

### (1) 類別施設数の状況

(令和5年3月31日現在)

区分 製造所等の別	合計	第一類	第二類	第三類	第四類	第五類	第六類	混在
製造所	3				2			1
屋内貯蔵所	54				52			2
屋外タンク貯蔵所	5				5			
屋内タンク貯蔵所	2				2			
地下タンク貯蔵所	36				36			
簡易タンク貯蔵所	2				2			
移動タンク貯蔵所	7				7			
屋外貯蔵所	2				2			
一般取扱所	32				31			1
営業用給油取扱所	13				13			
自家用給油取扱所	15				15			
移送取扱所	0							
第一種販売取扱所	1				1			
第二種販売取扱所	2				2			
合計	174	0	0	0	170	0	0	4

※ 危険物施設の総数は、174 施設（完成検査済証交付施設数）であり、前年度から1施設減少しています。

製造所等の施設数の割合は、屋内貯蔵所が54施設（全体の31.0%）と最も多く、次いで地下タンク貯蔵所の36施設（20.7%）、一般取扱所の32施設（18.4%）がこれに次いでいます。



(2) 指定数量の倍数構成比の状況

(令和5年3月31日現在)

区分 製造所等の別	合計	5倍以下	10倍以下	50倍以下	100倍以下	150倍以下	200倍以下	200倍を超えるもの
製造所	3	2		1				
屋内貯蔵所	54	23	15	12	1	2		1
屋外タンク貯蔵所	5	1		2		2		
屋内タンク貯蔵所	2	2						
地下タンク貯蔵所	36	14	11	9	1			1
簡易タンク貯蔵所	2	2						
移動タンク貯蔵所	7	6		1				
屋外貯蔵所	2	1	1					
一般取扱所	32	10	16	5	1			
営業用給油取扱所	13				1		1	11
自家用給油取扱所	15		3	10	1	1		
移送取扱所								
第一種販売取扱所	1	1						
第二種販売取扱所	2			2				
合計	174	62	46	42	5	5	1	13

※ 指定数量とは、危険物の性質や性状による危険性を勘案して、政令でその品目ごとに定める数量です。

(3) 危険物施設の許可書及び完成検査済証の交付等の状況

(令和4年度中)

区分 製造所等の別	合計	製造所	貯蔵所							取扱所						
			屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	一般	営業用給油	自家用等給油	移送	第一種販売	第二種販売	
許可	設置	3		1			1					1				
	変更	6		2				1				3				
完成	設置	3		1			1				1					
	変更	4		1				1				2				
廃止届等		4					3						1			

(4) 危険物施設等の立入検査状況

(令和4年度中)

区分	製造所等の別	合計	製造所	貯蔵所						取扱所				無許可施設	
				屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	一般	給油	第一種販売		第二種販売
立入検査対象数		175	3	53	5	2	38	2	7	2	31	29	1	2	
立入検査実施数		126	2	49	1		20	2	1	2	12	34	1	2	
自主点検		113	1	32	4	2	23	2	7	2	22	15	1	2	

※ 立入検査対象数：令和4年4月1日現在の施設数

※ 自主点検は、危険物安全週間に事業所自らが危険物施設の点検を実施したものの。

(5) 危険物届出状況

(令和4年度中)

諸届出区分	件数
製造所等譲渡引渡し	0
製造所等品名数量又は指定数量の倍数変更	0
製造所等の廃止等	4
保安監督者選解任	21
関係者の住所等変更	18
危険物施設の使用休止及び再開	0
軽微な変更・規制外の変更工事等資料提出	21
予防規程制定・変更認可	5
完成検査済証等再交付	9
合計	78

(6) 危険物各種申請状況

各種申請 年度	総数	設置許可	変更許可	完成検査	完成検査前検査(水圧・水張)	仮貯蔵 仮取扱	仮使用	条例第47条による検査
平成30年度	58	5	4	6	41		2	
令和元年度	65	6	9	11	27	4	5	3
2年度	51	2	15	18		6	9	1
3年度	39		10	14		5	9	1
4年度	27	3	7	7		5	5	

## 6 少年消防団

### (1) 年度別入団員数 (学年別)

(基準日：4月1日)

年度	小学生				中学生				合計
	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計	
平成 5年度	5	23	15	43					43
6年度	11	22	10	43					43
7年度	16	22	5	43					43
8年度	21	17	5	43					43
9年度	15	14	14	43					43
10年度	12	17	13	42					42
11年度	11	18	7	36					36
12年度	19	17	6	42					42
13年度	16	12	13	41					41
14年度	8	25	12	45					45
15年度	12	15	18	45					45
16年度	18	14	13	45					45
17年度	11	16	15	42					42
18年度	10	13	18	41					41
19年度	19	13	10	42					42
20年度	12	17	10	39					39
21年度	13	12	19	44					44
22年度	6	25	11	42					42
23年度	11	14	23	48					48
24年度	32	28	18	78					78
25年度	31	23	24	78					78
26年度	25	57	24	106					106
27年度	44	39	44	127					127
28年度	26	51	36	113					113
29年度	34	46	37	117	27	10	11	48	165
30年度	57	46	35	138	23	23	10	56	194

令和元年度	49	74	31	154	15	20	22	57	211
2年度	22	51	59	132	20	13	16	49	181
3年度	19	24	45	88	26	17	12	55	143
4年度	16	26	25	67	20	21	16	57	124
5年度	20	25	30	75	12	14	14	40	115
合計	621	816	645	2,082	143	118	101	362	2,444

## (2) 年度別指導員数

(基準日：4月1日)

	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
チーフ指導員 【学生・社会人】	26	36	40	47	52

※ 令和2年度までは上級指導員を含む。

## (3) 訓練内容

ア 規律訓練 イ 救命講習 ウ ロープワーク訓練 エ 消防車・梯子車搭乗訓練  
 オ 消防・救助訓練 カ 消火器取扱訓練 キ 煙体験訓練 ク 地震体験訓練  
 ケ 避難所体験訓練 コ スタンドパイプ消火資機材取扱訓練 サ 三角巾取扱訓練

## (4) 野外活動等

消防署内における訓練指導のほかに野外活動も実施しています。

ア 大和市民まつりパレードへの参加  
 イ 赤十字救急法競技会への参加  
 ウ 全国少年消防クラブ交流大会への参加  
 エ 大型商業施設での火災予防広報  
 オ 大和市消防出初式への参加  
 カ 視察研修

## (5) 少年消防団運営委員会

この委員会は、少年消防団の事業運営を行うために平成5年7月に設立し、会員相互の融和  
 協調を基盤とし、少年消防団の健全な育成を行い、火災予防をはじめ防火思想の普及を図って  
 います。 会員数 127人（令和5年4月1日現在）

## (6) 表彰履歴

表 彰 日	内 容
平成22年 3月26日	総務省消防庁において、優良な少年消防クラブとして「消防庁長官賞」を受賞する。
24年 3月26日	総務省消防庁において、特に優良な少年消防クラブとして「総務大臣賞」を受賞する。
25年11月25日	日本消防協会・全国消防長会において、優良少年消防クラブとして、消防団 120 年・自治体消防 65 周年記念表彰「日本防火・防災協会会長表彰」を受ける。
27年 3月24日	総務省消防庁において、優良な少年消防クラブ指導員として、卒団生であるチーフ指導員 1 名が「総務大臣賞」を受賞する。
28年 9月 7日	内閣府において、防火・防災思想の普及団体として「防災功労者防災担当大臣表彰」を受ける。
29年 3月25日	総務省消防庁において、優良な少年消防クラブとして「消防庁長官賞」を受賞する。
29年 9月 8日	内閣府において、防火・防災思想の普及団体として「防災功労者内閣総理大臣表彰」を受ける。
31年 3月23日	総務省消防庁において、特に優良な少年消防クラブとして「総務大臣賞」を受賞する。
31年 3月23日	総務省消防庁において、優良な少年消防クラブ指導員として、卒団生であるチーフ指導員 1 名が「総務大臣賞」を受賞する。
令和 2年 2月28日	総務省消防庁において、災害時に地域で活躍できる人材育成と社会づくりへ貢献したとして、防災まちづくり大賞「日本防火・防災協会会長賞」を受賞する。
5年 3月28日	総務省消防庁において、優良な少年消防クラブ指導員として、卒団生であるチーフ指導員 1 名が「総務大臣賞」を受賞する。

